

# 人材開発支援助成金【建設労働者技能実習コース】

## 助成金申請のご案内

### 助成の条件

1. 雇用保険料率が16.5/1,000であること（R5年1月時点）
2. 資本金が3億円以下又は労働者数が300人以下の雇用保険の適用事業所であること。
3. 受講させる従業員が雇用保険被保険者であること。
4. **注意** すべての講習日に通常の賃金以上を支払っていること。
5. **注意** 講習費用が全額事業所の負担であること。

### 対象講習

#### 技能講習

- 車両系建設機械[整地等]
- 車両系建設機械[解体用]
- 小型移動式クレーン
- 玉掛け
- 高所作業車
- 不整地運搬車
- 床上操作式クレーン

#### 特別教育

- 小型車両系[整地等]
- ローラー
- 高所作業車
- クレーン
- 砥石
- 酸欠
- 粉じん
- フルハーネス

### 申請の流れ

確認

助成金の対象かどうか「管轄の労働局」へ確認して下さい。  
山梨労働局 職業安定部職業対策課 TEL:055-225-2858

予約

教習所へ受講の予約をしてください。  
ご予約の際、助成金を申請することをお知らせください。

支払

受講料金を教習所へ全額お支払いください。  
(会社名にてお振込みください)

受講

受講後、当社より助成金申請書をお渡します。  
(技能講習は後日郵送、特別教育は修了日にお渡し予定)

申請

助成金申請書類一式を直轄の労働局へ提出してください。  
(受講後2ヶ月以内)

認定

労働局の審査後に助成金が振り込まれます。